

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 10 日

第 1 2 9 8 4 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

| 告 示  |   | 公 告  |    |
|--|---|--|----|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定<br>(厚生政策課)  | 1 | ○森林病虫害等防除法第 5 条第 1 項の規定による命令の<br>内容となる事項 (森林管理課) | 3  |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定<br>( 同 )  | 1 | ○保安林の指定施業要件の変更 ( 同 )                             | 4  |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出<br>( 同 )   | 2 | ○漁船損害等補償法第 112 条第 1 項の規定による同意の<br>認定 (水産課)       | 6  |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した<br>中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する<br>法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出<br>( 同 ) | 2 | ○県道の供用の開始 (道路整備課)                                | 6  |
| ○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃<br>止の届出 ( 同 )  | 2 | ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園緑地課)                       | 6  |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した<br>中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する<br>法律に基づき指定を受けた施術所の廃止の届出<br>( 同 ) | 2 | 公 告  |    |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監<br>視製品の指定の失効 (薬事衛生課)   | 2 | ○入札公告 (少子化対策監室)                                  | 7  |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指<br>定薬物の指定の失効 ( 同 )   | 3 | ○争議行為の通知公告 (労働企画課)                               | 8  |
|  |   | ○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告<br>(農業政策課)                 | 9  |
|  |   | ○石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公<br>告 (生産流通課)           | 11 |
|  |   | ○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する<br>公告 (監理課)            | 11 |
|  |   | ○土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課)                         | 12 |
|  |   | ○平成 29 年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告<br>(建築住宅課)           | 12 |
|  |   | ○入札公告 (教育委員会事務局)                                 | 13 |

## 告 示

### 石川県告示第 103 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 29 年 3 月 10 日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称       | 所 在 地           | 指定年月日            |
|-----------|-----------------|------------------|
| 箔山堂加賀幸町薬局 | 加賀市幸町 2 丁目 30 番 | 平成 29 年 2 月 13 日 |

### 石川県告示第 104 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 29 年 3 月 10 日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称       | 所 在 地           | 指定年月日            |
|-----------|-----------------|------------------|
| 箔山堂加賀幸町薬局 | 加賀市幸町 2 丁目 30 番 | 平成 29 年 2 月 13 日 |

**石川県告示第105号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称       | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 箔山堂加賀幸町薬局 | 加賀市幸町1丁目110番地1 | 平成29年2月12日 |

**石川県告示第106号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称       | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 箔山堂加賀幸町薬局 | 加賀市幸町1丁目110番地1 | 平成29年2月12日 |

**石川県告示第107号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 氏 名(名 称)    | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 溪口 誠(溪口接骨院) | 輪島市河井町23部22番地9 | 平成29年2月18日 |

**石川県告示第108号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 氏 名(名 称)    | 所 在 地          | 廃止年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 溪口 誠(溪口接骨院) | 輪島市河井町23部22番地9 | 平成29年2月18日 |

**石川県告示第109号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

次の写真に示すとおり、容器に「xpoiz FirE III」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

## 2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第15条第1項に規定する知事指定薬物に該当する薬物が含有されると認められるに至ったため

## 3 失効の日

平成29年2月25日

## 4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

---

**石川県告示第110号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類
- (2) N-（1-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル〕-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (3) N-（2-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル〕-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

平成29年3月6日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

---

**石川県告示第111号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市並びに河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町、鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

## (2) 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破砕又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

## 4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

平成29年5月20日から同年7月20日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成29年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第112号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

珠洲市若山町上正力五部26の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
珠洲市馬縹町ル字5、6の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
珠洲市馬縹町マ字3、16の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
珠洲市若山町上正力式壺部7の1、26の3、26の丙
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
珠洲市折戸町六部17
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

珠洲市折戸町六部15、16、19

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

珠洲市折戸町六部15・16（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）、19

イ その他の森林についての主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 石川県告示第113号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市、美川、金沢市、南浦、羽咋、柴垣、高浜、志賀町、福浦港、西海、輪島市、珠洲北部、狼煙、蛸島、宝立町、小木、能都及び鶴の浜

#### 石川県告示第114号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成29年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名    | 供用開始の区間                            | 供用開始の期日    | 関係図面の縦覧場所         |
|--------|------------------------------------|------------|-------------------|
| 荒木田原町線 | 加賀市曾宇町又86番1地先から<br>加賀市熊坂町子65番1地先まで | 平成29年3月12日 | 大聖寺土木事務所<br>維持管理課 |

#### 石川県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 施行者の名称 | 都市計画事業の種類及び名称              | 事業地                                  | 事業施行期間                        |
|--------|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 金 沢 市  | 金沢都市計画公園事業6・5・3号<br>北部運動公園 | (1) 収用の部分<br>変更なし<br>(2) 使用の部分<br>なし | 平成10年10月27日から<br>平成34年3月31日まで |

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター内

(4) 業務内容

「石川県立児童生活指導センター給食業務仕様書」に記載のとおり

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成28年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

#### 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成29年3月10日（金）午前9時から同月16日（木）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年3月21日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先  
〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543  
石川県立児童生活指導センター  
電話番号 076-286-3235 F A X 番号 076-286-3432

- (2) 交付期間

平成29年3月10日(金) 午前9時から同月16日(木) 午後5時まで(県の休日を除く。)

## 5 入札の日時及び場所

平成29年3月24日(金) 午後1時30分  
河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター 1階会議室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 その他

詳細は、入札説明書による。

---

#### 争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成29年3月1日通知があった。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 事件

賃金引上げ等の要求

## 2 日時

平成29年3月16日以降、事件が解決に至るまでの期間

## 3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人



石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイスサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼら一と、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里、金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |                   | 賃借権の設定等を受ける土地     |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所               |                   |
| 北川 孝         | 加賀市清水町イ42番地       | 加賀市清水町16番ほか7筆     |
| 桶谷 誠         | 加賀市三木町ハ80番地2      | 加賀市三木町63番ほか16筆    |
| 下出 英一        | 加賀市中島町ホの147番地     | 加賀市中島町1の62番ほか7筆   |
| 向畦地 勝司       | 加賀市山代温泉桔梗丘4丁目71番地 | 加賀市河南町543番        |
| 堂下 富士夫       | 加賀市保賀町ソ33番地甲      | 加賀市保賀町84番         |
| 有限会社 北本農園    | 小松市千代町甲125番地      | 小松市千代町子87番1ほか204筆 |
| 農事組合法人 千耕    | 小松市千代町イ234番地      | 小松市千代町成26番ほか133筆  |
| 田中 繁信        | 小松市千代町甲238番地1     | 小松市千代町成40番ほか38筆   |
| 竹田 喜義        | 小松市長田町ヘ152番地      | 小松市長田町口156番ほか8筆   |
| 竹田 茂         | 小松市長田町ル67番地       | 小松市長田町イ196番ほか6筆   |
| 中田 耕二        | 小松市長田町リ97番地       | 小松市長田町イ181番ほか7筆   |
| 倉 正之         | 小松市河田町ト72番地1      | 小松市河田町イ24番ほか11筆   |
| 街道 剛史        | 小松市北浅井町1号35番地1    | 小松市北浅井町式号84番ほか1筆  |
| 北野 智久        | 小松市下牧町一丁目43番地     | 小松市下牧町320番        |
| 田中 肇         | 能美市末信町イ70番地       | 能美市小長野町12番1ほか20筆  |

|                        |                  |                      |
|------------------------|------------------|----------------------|
| 農事組合法人 アグリてどり          | 能美市上清水町口78番地     | 能美市上清水町101番ほか7筆      |
| 農事組合法人 米田ファーム          | 能美市出口町イ6番地       | 能美市倉重町8番ほか7筆         |
| 株式会社 吉左エ門              | 白山市相滝町ハ152番地     | 白山市杉森町タ9番ほか9筆        |
| 田方 健吉                  | 白山市剣崎町122番地      | 白山市剣崎町1331番ほか3筆      |
| 寺田 賢二                  | 白山市平松町68番地       | 白山市剣崎町1479番          |
| 株式会社 ヤマジマ              | 白山市安吉町277番地      | 白山市安吉町1363番ほか3筆      |
| 有限会社 吉村農産              | 白山市安吉町35番地       | 白山市安吉町1368番          |
| 株式会社 あぐり一石             | 白山市福新町121番地      | 白山市下柏野町1148番ほか7筆     |
| 農事組合法人 高峰ファーム          | かほく市気屋サ19番地      | かほく市気屋い579番ほか583筆    |
| 村田 治夫                  | かほく市笠島ハ40番地2     | かほく市谷ヨ5番1ほか9筆        |
| 丸田 博明                  | かほく市笠島ハ184番地     | かほく市笠島ホ45番1ほか1筆      |
| 松本 吉雄                  | かほく市狩鹿野ニ31番地     | かほく市森南4番ほか1筆         |
| 渡辺 恒一                  | かほく市狩鹿野ト49番地1    | かほく市狩鹿野壱67番          |
| 農事組合法人 鉢伏営農組合          | かほく市鉢伏ト70番地      | かほく市七窪南8番ほか7筆        |
| 農事組合法人 アグリ多田           | かほく市多田ホ48番地      | かほく市多田東6番ほか63筆       |
| 高橋 春美                  | かほく市多田ホ64番地      | かほく市多田南4番ほか27筆       |
| 農事組合法人 末廣農産            | かほく市上山田ソ75番地     | かほく市多田西26番ほか4筆       |
| 新田 勇人                  | 河北郡津幡町字舟橋イ109番地  | 河北郡津幡町字舟橋179番ほか9筆    |
| 酒井 義光                  | 河北郡津幡町字能瀬カ34番地   | 河北郡津幡町字能瀬南25番ほか2筆    |
| 藤本 英幸                  | 河北郡津幡町字下河合イ69番地1 | 河北郡津幡町字下中114番ほか1筆    |
| 農事組合法人 かさの郷            | 河北郡津幡町字七黒ホ8番地乙   | 河北郡津幡町字鳥越い11番ほか17筆   |
| 岡本 明雄                  | 河北郡津幡町字太田い64番地1  | 河北郡津幡町字太田る42番1ほか1筆   |
| 農事組合法人 スワン             | 河北郡津幡町字舟橋164番地   | 河北郡津幡町字川尻は124番ほか5筆   |
| 合同会社 Red Earth Company | 羽咋市柴垣町16字67番地1   | 羽咋市柴垣町3字39番1ほか2筆     |
| 濱田 渉                   | 羽咋市大町ナ40番地       | 羽咋市大町む17番            |
| 三門 広敬                  | 羽咋市大町ソ104番地      | 羽咋市大町る13番1ほか3筆       |
| 土橋 清紀                  | 羽咋郡志賀町代田ラ47番地    | 羽咋郡志賀町代田190番1ほか69筆   |
| 農事組合法人 あいかみ            | 羽咋郡志賀町相神ハ129番地1  | 羽咋郡志賀町相神に8番ほか21筆     |
| 農事組合法人 はんにゃの           | 七尾市盤若野町へ部24番地    | 七尾市池崎町南1番ほか54筆       |
| 農事組合法人 温井営農組合          | 七尾市温井町チ部106番地    | 七尾市伊久留町下東4番ほか8筆      |
| 農事組合法人 グリーン能登          | 七尾市舟尾町ら部8番地      | 七尾市舟尾町東18番1ほか5筆      |
| 農事組合法人 なたうち            | 七尾市中島町上畠6部26番地   | 七尾市中島町上畠参44番ほか325筆   |
| 松田 武                   | 七尾市中島町浜田チ部4番地    | 七尾市中島町町屋甲3番ほか70筆     |
| 有限会社 川原農産              | 輪島市町野町徳成谷内口部12番地 | 輪島市西山町11字100番ほか11筆   |
| 高城 恵子                  | 輪島市河井町24部11番地34  | 輪島市空熊町空熊1番ほか9筆       |
| 栗蔵水稻 株式会社              | 輪島市町野町栗蔵白山田32番地  | 輪島市町野町広江5字36番1ほか9筆   |
| 農事組合法人 モロオカエーシー        | 輪島市門前町道下25字212番2 | 輪島市門前町道下ち16番ほか6筆     |
| アジア農業 株式会社             | 鳳珠郡能登町字当目60字33番地 | 輪島市門前町山是清式五9番ほか2筆    |
| 農事組合法人 長尾営農組合          | 鳳珠郡能登町字上長尾ナ部28番地 | 鳳珠郡能登町字上長尾松部8番ほか122筆 |
| 合同会社 菜夢来               | 羽咋郡志賀町米町タの28番地1  | 鳳珠郡能登町字福光2字1番2ほか1筆   |
| 農事組合法人 SKY ファーム        | 鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地 | 鳳珠郡能登町字柳田3字12番ほか4筆   |

## 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

## (2) 縦覧期間

平成29年3月10日から同月24日まで

### 3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

#### 石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成28年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 年 産    | 種 類  | 数 量     | 代 価 (税込) | 配 布 期 限  |
|--------|------|---------|----------|----------|
| 平成28年産 | 水稻種子 | 9,340kg | 433円/kg  | 平成29年5月末 |
| 平成28年産 | 大豆種子 | 2,925kg | 532円/kg  | 平成29年7月末 |

#### 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成29年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあつては事業開始の日、法人にあつては設立の日とする。

### 2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- (1) 平成28年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成29年4月まで
- (2) 平成28年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成29年5月まで
- (3) 平成28年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成29年6月まで
- (4) 平成29年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月まで
- (5) 平成29年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月まで
- (6) 平成29年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月まで
- (7) 平成29年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月まで
- (8) 平成29年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月まで
- (9) 平成29年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

### 3 申請の方法等

- (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
- (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。

### 4 申請書類等

#### (1) 申請書等及び添付書類

##### ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

## イ 添付書類

- (ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類
- (イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)
- (ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

## (2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

## 5 手数料の額及び納付方法

## (1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表15の項に定める額

## (2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

## (3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

## 6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

## 7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

## (1) 申請の時期

2に定める期間内

## (2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参すること。

## 8 問合せ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

## 土地区画整理事業の終了認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 土地区画整理事業の名称

能美市赤井・粟生産業団地土地区画整理事業

## 2 施行者の住所及び名称

能美市来丸町1110番地

能美市土地開発公社

## 3 事業施行期間

平成27年11月27日から平成29年3月31日まで

## 4 施行地区に含まれる地域の名称

能美市粟生町ウ、赤井町は、赤井町にの各一部  
地区内に介在する道路及び水路敷を含む。

## 5 施行認可の年月日

平成27年11月18日

## 6 終了認可の年月日

平成29年3月3日

## 平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 試験の日時

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

平成29年7月2日(日) 午前10時から午後5時10分まで

## イ 設計製図の試験

平成29年9月10日(日) 午前11時から午後4時まで

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

平成29年7月23日(日) 午前10時から午後5時10分まで

## イ 設計製図の試験

平成29年10月8日(日) 午前11時から午後4時まで

## 2 試験場

## (1) 二級建築士試験

## ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

## イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

## (2) 木造建築士試験

## ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

## イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

## 3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

## 4 その他

(1) 設計製図の課題は、平成29年6月7日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人石川県建築士会の事務所並びに学科の試験の試験場に掲示する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務名

石川県立学校児童生徒等の尿検査(一次)業務

## (2) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## (3) 業務内容

県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒約24,850人に係る尿検査(一次)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

## ア 提出期間

平成29年3月10日（金）から同月16日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

## イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

## ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

## エ 提出方法

持参により提出すること。

## (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年3月22日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階  
石川県教育委員会事務局スポーツ健康課  
電話番号 076-225-1851（内線5675） F A X 番号 076-225-1854

## (2) 交付期間

平成29年3月10日（金）から同月16日（木）まで（県の休日を除く。）

## (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

## 5 入札の日時及び場所

平成29年3月24日（金）午後3時

石川県庁行政庁舎18階 スポーツ健康課打合せ室

#### 6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 12 その他

詳細は、入札説明書による。

